

有限責任中間法人 薬剤師認定制度認証機構 平成18年度 第4回理事会 議事録

1. 開催日時 平成19年3月14日(水) 14:00～15:20
2. 開催場所 (社)日本薬学会長井記念館A会議室
3. 出席者等 理事現在数15名
(出席者) 理事 井村 伸正、奥村 勝彦、佐藤登志郎、工藤 一郎、望月 正隆、
内山 充
監事 平山 一男
(書面表決/委任状提出者) 井部 俊子、内野 克喜、生出 仙太郎、柴崎 正勝、
中西 敏夫、堀江 利治
(その他の出席者)
厚生労働省医薬食品局総務課 関野 秀人 企画官
前田 昌子

4. 開 会

理事長挨拶の後、関野企画官より薬剤師問題に関する最近の行政動向を含めて挨拶があり、議事に入った。

議長は、定款第31条の規定に基づき内山理事長が務めた。

5. 定足数確認

理事会の出席状況は、理事総数15名のうち、出席者6名、書面表決票または委任状提出者6名で定款第32条の規定に基づく定足数を満たした。

6. 議事録署名人の選任

定款第35条の規定に基づく議事録署名人として、議長より 奥村理事、工藤理事を指名したいとの提案が有り了承された。

7. 審議事項

(1) 第1号議案「平成19年度事業計画案」

理事長より、予め送付した資料1に基づき議案の説明があり、資料1の第2、3項に関して、中西、生出両理事から、本認証機構が行う認証が機関認証ではなく、その機関が提供する認定制度を認証するものであることを確認する趣旨の意見が予め提出されたことの紹介があった。審議の結果、中西、生出両理事の意見は本認証機構が予めより公表し、実施してきたところと合致していることが確認されたが、本認証機構が行う認証に関する考え方をあらためて明確にするため、以下のとおり記録するこ

ととされた。

【確認事項】

1) 本機構の認証は、生涯研修に係る認定制度や当該認定につながる研修事業に対して行われるものであって、認定制度や研修事業を提供する生涯研修実施機関（プロバイダー）そのものを対象とするものではない。すなわち、プロバイダーから申請のあった研修事業の質と認定制度の体制、およびプロバイダーの組織・体制を評価し、審査のうえ基準に適合すると認められる場合に、申請された研修事業・認定制度を認証するものである。

2) すでに認証された認定制度を実施しているプロバイダーが、新たな認定制度の認証を希望する場合には、当該制度に対してあらためて認証機構に申請し評価を受けることとなる。

次いで関連事項として次のような質疑が行なわれた。

◇A理事：以前にも申し上げたが、評価に当たっては、申請者が、研修の実績と同時に認定制度の経験も積んでおくことが望ましいのではないか。⇒理事長：申請書記載内容の評価を行なう上で、研修実績はある程度必要であるが、認定の実績は特に必要とは考えていない。認定をすでに行なっているか否かを問わず、認定の条件が適正であれば良いと考えている。

◇A理事：実績無しに申請された認定制度が適正に行なわれるかどうかは極めて疑わしい。認定制度は認証がなくとも行うことができるので、認証申請にあたり認定制度の実績は必要ではないか。⇒理事長：認定制度を、認証無しに始めることは可能だが、認定制度の実績を認証申請の要件として求めれば、現状では研修センター以外のところは認証申請が出来ない状況となる。⇒B理事：自由に出来るといっても、研修実績を積むことはできても、認証を受けずに認定制度に名乗りを上げることは実際にはきわめて困難である。したがって、認証申請にあたり認定制度の実績を求めることには同意できない。⇒C理事：認証申請した認定制度が行なわれなければ認証を取り消すという規程が現存する限り問題とはならないのではないか。

◇A理事：認証申請された認定制度の評価にあたり、提供される研修内容の質を十分に評価することは必要だが、認証機構として評価の対象ならびに評価の体制を見直す必要があるのではないか。

⇒理事長：評価対象や評価体制の見直しは当然必要と考えるが、現状、認証申請がなされた内容について、認証機構の現体制の範囲内でできる限りの評価を行っている。

◇さらに、資料1の第1項、次年度の理事会開催予定に関して、認証申請に対する評価総括報告の審議を書面理事会で行うことが多いが、時期が許せば定例の理事会で審議したほうが良いという要望があり、理事長より、書面表決のほうが審議時間を長く取ることができると思うが、特に書面表決に固執するわけではないため、評価結果の

取りまとめ時期により、できる限り定例理事会に提出するようにしたいとの回答があった。

◇また、第5項、プロバイダーの行う研修計画の広報に関して、理事長より、認定制度委員連絡会での要望に基づき、認証機構の事業内容と各プロバイダーの紹介を兼ねて、プロバイダーから提供された平成19年度上半期の研修予定プログラムを、本年度中に一回、業界誌で広報する予定であることの説明があった。それに対して、認証機構の事業の一つとして行なわれると解釈すべきであろうとの意見があった。

以上の質疑を経た後、平成19年度事業計画については、出席理事全員が了承し、原案どおり議決された。

(井村理事、関野企画官退席)

(2) 第2号議案「平成19年度予算案」

理事長より、予め送付した平成19年度収支予算原案(資料2)に基づき議案の説明があり、質疑応答後、出席理事全員が了承し議決された。なお、理事長より、認証申請の増加傾向に鑑み、予算の許す限り事務局担当者を充足したい旨の発言があった。

(3) 第3号議案「認証に関わる審査」

1) 理事長より、予め送付した資料3に基づき、明治薬科大学から提出された「認定薬剤師研修制度」の認証申請に対する認定制度委員による評価結果が報告された。認定制度委員からのコメントに対しては、申請者により適切に回答、修正がなされた旨報告があり、総合評価として基準適合として認証することについて出席理事全員の承認が得られ議決された。

2) 理事長より、予め送付した資料4に基づき、特定非営利活動法人 医薬品ライフタイムマネジメントセンターから提出された「医薬品ライフタイムマネジメント(DLM)認定薬剤師研修制度」の認証申請に対する認定制度委員による評価結果が報告された。

本申請は、特定領域認定の最初のケースとなる。認定制度委員からのコメントに対して、申請者により適切に回答、修正がなされた旨報告があり、総合評価として基準適合として認証することについて出席理事全員の承認が得られ議決された。

8. 報告事項

理事長より、神戸薬科大学からの認証申請が、3月13日付で提出され、評価手順に入ったところであり、役員には19日に資料一式を送付予定であること、および、認証に関する書面表決に対しては、少額ながら謝金を支払うこととしたい旨の報告があった。

9. その他

薬学教育の6年制への移行に伴い、実施が決まっている薬剤師教育の分野評価について意見交換がなされた。先日の日本薬学会大学人会議主催の説明会において、大学評価・学位授与機構の木村理事長から、第三者評価の実施機関は、既存評価機関に委託することなく、薬学自身の手になる機関で行なうべきであると強く要望されたとのことであった。

近年数多く出来している各種専門職大学院に対して試みられている分野評価について紹介があった。

10. 次回の予定、閉会

なお、平成18年度事業報告、収支決算に関わる平成19年度第1回社員総会・理事会は、平成19年6月20日(水)開催予定である。

以上をもって全議事を終了して閉会した。

以上、議事の経過及び結果を明確にするため、この議事録を作成し、定款第35条第2項により、議長及び議事録署名人は署名、押印する。

平成19年3月19日

議 長 内 山 充 印

議事録署名人 工 藤 一 郎 印

議事録署名人 奥 村 勝 彦 印